

原爆と平和のための教育⁽¹⁾ I

高橋真司

もし、内に日本国民のあらゆる階層において、「平和への意思」が
牢として抜くべからざるまでに確立せられるとしたならば、外、永久
平和への念願を新たにした諸国民の同感と共鳴との下に、永世中立を
その様相とした新日本の誕生が不可能であるはずはなく、況んや非現
実的であるはずはないのである。 上原 専禄⁽²⁾

I 序章

1. 問題の所在
2. 調査の概要
3. 被調査者の外的状況の素描

II 原爆，憲法第9条等に関する知見と意識

1. 原爆に関する知見
2. 核武装，憲法第9条等に関する意識

(以上本号)

III 特性分析 (以下次号)

1. 男女別による意識差
2. 学級別にみる意識差

IV 平和のための教育

1. 授業における読書指導
2. 広島倫理
あとがき

I 序 章

1. 問題の所在

国際連合教育科学文化機関憲章は、「戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」という有名なことばで始まっている。今日、「平和のとりで」を築くことがあらゆる国家、あら

(1) 筆者は、学生であり同時に教師であるという事情から、かねてより研究と教育の統一というテーマに心を寄せており、国民の一人として、また国民教育の教師の一人として「今日いちばん大切なものは平和である」という問題認識に立って、平和のための教育の実践的研究に微力を注ぎたいと願っている。本稿は教育の現場における作業にもとづく報告である。

(2) 上原専禄『平和の創造——人類と国民の歴史的課題』，理論社，1951年，9—10頁。

ゆる民族の共通の課題であるとすれば、かつて「東亜ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄与スル」(宣戦の詔書)の名目の下に、野蛮なる侵略行為に出でて、数億にのぼるアジアの民衆をいためつけ、遂には広島・長崎において原子爆弾の被災という人類史上未曾有の惨虐なる体験に遭遇した日本国民には、十五年戦争にたいするきびしい自己反省に立っていっそう堅固な平和の堡壘を築くべき責任と使命とがあるのではないだろうか。

しかるに、日本の現実はどうであろうか。われわれのただ一つの祖国は、「平和を維持しようと努めている国際社会において名誉ある地位を占め」(日本国憲法前文)ているであろうか。朝鮮戦争勃発の直後、アメリカの反共世界政策の一環として、マッカーサーの指令と援助をうけて創設された警察予備隊(1950年)に端を発する日本の再軍備過程は、日本国民自身の意思によるものではなく、むしろ、アメリカの「おしつけ」によると言うべきものである⁽³⁾とは言え、爾後、保安隊の自衛隊への改編(1954年)、安保体制の維持・強化、数次にわたる自衛隊の増強によって、永遠の武装放棄を定めたきわめて峻厳な平和憲法の精神はなしくずしに形骸化されてきた。緊張緩和へのさまざまな道を模索しはじめた国際情勢をよそに、アジアに対する軍事的進出の可能性を孕んだ沖縄への自衛隊派遣の企てや、国土防衛戦略から攻撃作戦戦略への質的転換を狙った第四次防衛力整備計画等は、憲法空洞化の傾向が今後ますます強められることを懸念せしめる。

戦後四半紀を経過した今日、国民意識のうちには、憲法空洞化の傾向と相並んで、原爆体験をはじめとする戦争体験の風化現象が存在することが指摘されている。教育の場においては、学習指導要領の改訂、教科書検定の強化、さらには原爆体験や戦争体験を語ることすら「政治的偏向」とみなす文部当局の「政治的発想」によって、この風化作用はいっそう加速されつつある。しかしながら、かかる風化に抗して、日本民族にとっても、人類全体にとっても、最も大切なものは平和に他ならないという問題認識に立った平和教育への自覚的

(3) 家永三郎「帝国憲法と日本国憲法」、憲法問題研究会編『憲法読本』、岩波書店、1965年、上巻、60—1頁。

(4) 取組みが、ここ数年、被爆地広島・長崎を中心として盛り上りを見つつあることは看過しえない事実である。

以下の調査分析は、次代をになう若き国民の原爆にたいする知解や憲法第9条にたいする態度の調査を通じて、原爆体験とその継承は平和のための教育の中でいかなる役割を果たすことができるかを考え、平和のための教育の一つの方向を示唆せんとするものである。

2. 調査の概要

- (イ) 調査対象 私が昭和46年度高等学校社会科政治経済を担当した東京都立西高等学校三年甲および乙組⁽⁵⁾
- (ロ) 対象者数 甲組35名（うち女子12名）、乙組45名（うち女子14名）、合計80名（うち女子26名、32.5%）
- (ハ) 調査日時 昭和47年1月14日
- (ニ) 所要時間 雑感と併せて1時限（50分）
- (ホ) 調査方法 質問紙による自計式配票調査
- (ヘ) 調査項目 原爆に関する質問7項目、核兵器、憲法第9条改正等に関する質問5項目

3. 被調査者の外的状況の素描

現在の都立西高等学校（東京都杉並区宮前4-21-32）は、昭和12年4月東京府立第十中学校として赤坂区青山に開校。昭和14年4月、現在の位置に移転。昭和23年4月、学制の改革により都立第十新制高等学校となり、昭和25年1月、名称を都立西高等学校と変更して現在にいたっている。昭和46年度の教職員総数は90名、生徒数は男子880、女子381、計1,261名。校風は、はなはだ自由闊達。保護者の職業はいわゆるホワイト・カラーが大多数で、われわれの調

(4) 子どもたちにとって原爆は「昔話」となり、教科書では原爆の記述が消されつつある事態に深く動かされて、広島県教職員組合は、1969年1月熊本市で開催された日教組第十八次教育研究全国集会において、「今こそ原水爆問題をすべての教室で、すべての地域で積極的にとりあげよう」とアピールし、問題を提起したのが端緒である。

(5) 調査結果は、したがって、東京・杉並の一角における若者たちの政治意識が今日いかなるものであるかを示したものであって、必ずしも一般化はできない。

査対象について見ると、総数80のうち、一般企業48(60.0%)、官公庁19(23.75%)、教育5(6.25%)、自営5(6.25%)、自由業3(3.75%)となっており、居住地域は杉並区について中野区、練馬区がもっとも多い。

1954年3月、アメリカは第一回の水爆実験をマーシャル群島で行なった。実験水域外で操業していた日本のマグロ漁船第五福竜丸が「死の灰」を浴びたことをきっかけにして各地に原水爆禁止の運動が起った。そのさい、杉並区では従来の地域活動を基盤として、同年5月には安井郁氏を議長とする原水爆禁止署名運動杉並協議会が結成され、全国に原水爆禁止のための署名を訴えた杉並アピールを發して、かつてない大国民運動となった原水爆禁止署名運動の先駆となったことが想いおこされる。⁽⁶⁾

II 原爆，憲法第9条等に関する知見と意識

1. 原爆に関する知見

質問 I 原爆というと、まず最初に思い浮べることがらは何ですか、

広島(ヒロシマ) 37(46.25%)

広島の被災者の悲惨なすがた 18(22.5%)

長崎 9(11.25%)

ケロイド 8(10.0%)

きのご雲 6(7.5%)

広島原爆資料館 4(5.0%)

アインシュタイン 4(5.0%)

平和記念公園，慰霊碑 3(3.75%)

『黒い雨』(小説) 3(3.75%)

原爆ドーム，原爆症で苦しむ人々，悲惨，おそろしい，戦争と平和，中国のIRBM実験，第五福竜丸，各2

白血病，死の灰，閃光，生地獄，嫌悪，破滅，ABCC，太田川，相生橋，

(6) この間の経緯については、安井郁『民衆と平和——未来を創るもの』、大月書店、1955年；日本平和委員会編『平和運動20年資料集』、大月書店、1969年等参照。

エンリコ・フェルミ，現代科学，非人間性，B29，8月6日，ファシスト，ナチス・ドイツ，原水禁運動の分裂，『春の城』，各1

この自由回答質問法において，広島について何らかの形で言及しているものは44名（55.0％）であるのに対して，長崎に言及しているものは，わずかに9名（11.25％）である。これは，かれらが二年生の秋に修学旅行の目的地の一つに広島をおとずれたことと関係しているようだ。また，かれらが具体的にヒロシマのイメージを想起することによって，原爆を人間的な悲慘さとしてとらえていることが注目される。⁽⁷⁾

質問Ⅱ 原爆はどこが，いつ，どこに投下したのですか。

アメリカ合衆国が，昭和20年8月6日広島に，8月9日長崎に投下したと回答した者は29（36.25％）。

被爆地として長崎をおとしたもの 14（17.5％）

月日のないもの 22（27.5％）

日付の誤認 7（8.75％）

空白 1

質問ⅠおよびⅡにたいする回答から，広島にくらべて長崎に対する関心の度合が相対的に低いことがはっきり読みとれる。そして，両都市にたいする国民一般の態度のうちにも同様の傾向が見られるのである。その理由としては，(1)広島は世界で最初の原爆被災都市であること，(2)広島の被害は長崎に比していっそう甚大であったこと，(3)広島は長崎より首都に近いこと，(4)原爆体験の思想化作業において広島はいっそう積極的であったこと（「長崎の証言」刊行委員会の最近の活発な活動によって，その落差は埋められつつあるように思われるとしても）等が考えられる。⁽⁸⁾

(7) 山口大学社会学研究室の調査によれば，被爆者の原爆イメージは死体の群，たれた皮膚，野宿，やけど，脱毛，死者の始末など具体的かつ詳細であるのに対して，一般市民・学生のそれは，広島・長崎について，ケロイド，きのこ雲，原爆ドーム等があげられ，観念的かつ皮相であることが指摘されている。『第4回 山口県原水爆被害者実態調査報告書』，昭和47年，35—8頁。

(8) R. J. リフトン『死の内の生命』，朝日新聞社，昭和46年，268—72頁参照。

質問Ⅲ 原爆に関するあなたの知識は主として何から得たものですか。以下の項目のうち一番多くを得ているものに二重丸，次位のものに丸印を付して下さい。

第1表 原爆知識の認知経路

項目	順位		小計		1位を2点，2位を1点として算出	
	1位	2位				
イ. テレビ，ラジオ	8人	24人	32	70	40	100
ロ. 新聞，週間誌，雑誌	22	16	38		60	
ハ. 父母・兄弟の話	0	2	2		2	
ニ. 先輩・友達の話	1	1	2		3	
ホ. クラブ活動	0	0	0		0	
ヘ. 授業において，教師から	5	17	22	74	27	118
ト. 読書	39	13	52		91	
チ. その他	1*	6*	7		8	
合計	76**	79**	155		231	

* その他の第1位には修学旅行，第2位には修学旅行2，長崎にすんでいた1，原水協・原水禁のパンフレット1があげられている。

** 合計が80にならないのは，二重丸を付さないもの，丸印が一つだけの回答があるからである。

この序列的質問にたいする回答からは，つぎのような事柄が指摘できよう。

原爆に関する生徒の知識の最大の源泉は読書である。ほぼ50%の生徒が読書を第1位にあげている。ついで，さすがに新聞，TV等のマス・メディアの影響力がつよく，「授業において・教師から」というのは，その次に位置する。しかし，かれらの読書の内容を検討すれば，かれらの読書は主として「現代国語」および「政治経済」の読書指導によるものであることがわかる。したがって，ここで，授業・教師・読書を一まとめにし，他方マス・コミ関係を一まとめにしてみるならば，単純合計においては74:70，第1位を2点，第2位を1点として算出すれば118:100となり，いずれも前者が後者を凌駕している。このことは，マス・コミに対する内外の規制がつよまり，それらの媒体による原爆の報道がいかに制限されようとも，教育と指導（ことに読書指導）によって原爆についての正しい認識がなお可能であることを示していると言えよう。

広島市および周辺の中学校の生徒を対象とした1968年10月の調査によれば、原爆についての知識はほとんど家族かテレビからのものであり、学校で先生から習ったものは、「わずか10%前後⁽⁹⁾」であったという。広島での平和教育の着実な進展とともに最近では、教育現場における原爆体験の風化作用はおしとどめられつつあるが、それでも認知経路としては依然家族やテレビの占める比率⁽¹⁰⁾の方がたかい。しかしながら、東京では事情はかなり異なり、父母・兄弟、先輩・友人の間では原爆はほとんど話題となっていない模様である。言かえれば、原水爆禁止運動の中で、杉並区に居住する市民たちが果たしてきた先進的な役割は今日かならずしも継承されているとはいいがたい。それだけに教育の果たすべき役割はますます大であると言わなければならない。

質問Ⅳ 今まで個人的に原爆に関する資料（被爆者の体験記、文学作品、ルポルタージュ、評論等）を読んだことがありますか。

- イ、読んだことがある 72 (90.0%)
 ロ、読んだことはない 7 (8.7%)
 無解答 1 (1.3%)

無解答をふくめて、10%の生徒は原爆に関する文献をよんだことがない。⁽¹¹⁾

「現代国語」を担当する国語科の教師たちは、「戦時中の青春」をうかがい知るために、かれらが第一学年のとき阿川弘之の『春の城』をとりあげ、第二学年では、秋の広島行にそなえて、夏休みの課題として井伏鱒二の『黒い雨』

(9) 『広島教育』第205号、1969年3月、81頁。この調査によって広島教師たちは、原爆体験が他ならぬ自分たちの教室において風化しつつあることを知らされ、「広島教師の責任を改めて考えなおし」、先に触れた全国教研へのアピールとなったのである。『ひろしまの平和教育』第2輯、広島教育会館出版部、1971年、10-1頁。

(10) 『未来を語りつづけて——原爆体験と教育の原点』、労働旬報社、1969年、164頁；「原子爆弾（被害）に関する調査集計」（1971年7月実施）、2-3頁。

(11) 広島における森下弘氏らの調査によれば、広島県下の高校生たちの読書率は「概して低い」という。『ひろしまから学ぶ』（高校用原爆・平和教育教材資料試案）、1971年、5頁。国泰寺高等学校（原爆で一年生のほぼ全員を失った旧制一中）のばあい、二年生106人中69人（65.1%）は原爆関係の本をよんだことがないという結果が報告されている。森下弘「原爆教育研究」、『鉄樹』第10号、1970年、98頁。

を必ず読むように指導し、さらに、原民喜の『夏の花』をプリントで全員に配布し、これも夏休み中に読むように指導した。夏休みが明けると、互いの感想文を読み合ってディスカッションの時間も持った。第三学年、「政治経済」の授業においては、年間読書計画のうちに、今日の時点で原爆被爆者問題を多面的に追求した山代巴編『この世界の片隅で』や大江健三郎の『ヒロシマ・ノート』を組込んだ。このような努力があるにもかかわらず、原爆に関する文献を自分で読んだことのない生徒が10%もあることは、それが原爆問題にたいするひそかな反発や嫌悪によるものでないかどうか検討する必要がある。

生徒たちが余白に書きしるした作品は、

黒い雨	44 (55.0%)
夏の花	15 (18.75%)
ヒロシマ・ノート	8 (10.0%)
春の城	5 (6.25%)
原爆詩集(峠三吉)	2 (2.5%)
この世界の片隅で	2 (2.5%)
原爆はなぜ投下されたか(西島有厚)	1
ヒロシマ(ジョン・ハーシー)	1
屍の街(大田洋子)	1
海に立つにじ(大野允子)	1
長崎医大原子爆弾救護報告	1
長崎の鐘(永井隆)	1
物理学年報	1

となっており、これらが彼らの読んだ作品のすべてではないとしても、第一に、作品群はいわゆる「原爆文学」に片寄っており、しかもバラエティに乏しいこと、第二に、原爆被害の最大の犠牲者である一般庶民の被爆体験記が⁽¹²⁾ま^まず^まず^ま読まれてしかるべきであるにもかかわらずぜんぜん読まれていないこと等か

(12) たとえば、長田新編『原爆の子——広島の子少年少女のうったえ』、岩波書店、昭和26年；『原爆に生きて——原爆被害者の手記』、三一書房、1953年；『原爆ゆるすまじ』、新日本出版社、1965年；『原爆体験記』、朝日新聞社、昭和40年、など。

ら推して、原爆に関する文献を若き世代は自主的かつ積極的に読んでいるとは言いがたい。更に、ここで、原爆被害に関する物理学・社会医学・社会心理学的文献のほとんど見当たらないことには目をつむるとしても、原爆被害の諸相及び総体に関して客観的総合的認識を付与しうるとき文献の皆無なことは、原爆被害者問題についてのかれらの認識に客観性・総合性が十分備わったものであるかどうかを危惧せしめる。

質問Ⅴ これまでに原爆にかんする映画、写真集、写真展を見たことがありますか。

イ、見たことがある 76 (95.0%)

ロ、見たことはない 4 (5.0%)

質問Ⅳの回答に比較すると、広島に関する言葉よりも映像の方がいっそう浸透していることがわかる。

質問Ⅵ どの教科で原爆についてもっとも多くを学びましたか。質問Ⅲの要

第2表 教科と原爆学習

教科	順位			小計	1位を2点, 2位を1点として算出
	1位	2位			
イ. 現代国語	23人	29人	52	75	
ロ. 物理	1	4	5	6	
ハ. 化学	1	1	2	3	
ニ. 生物	0	0	0	0	
ホ. 日本史	2	4	6	8	
ヘ. 世界史	1	0	1	2	
ト. 倫理社会	0	0	0	0	
チ. 政治経済	33	26	59	92	
リ. H. R.	1	5	6	7	
ス. その他	0	7*	7	7	
合計	62	76	138	200	

* その他には、原爆資料館(修学旅行)、中学の地理、校外学習、があげられている。

(13) この点での最良の文献は、日本原水協専門委員会編『原水爆被害白書——かくされた真実』、日本評論新社、1961年、であるが、今日入手することはきわめて困難である。

領でこたえて下さい。

回答を見ると、原爆が主として「現代国語」および「政治経済」の中でとりあげられていることがわかる。現在生徒たちが使用している教科書を開いてみると、「世界史」(山川出版社)、「日本史」(三省堂)の教科書には、広島・長崎への原爆投下の記事が二ないし三行ではあるが、きのこ雲の写真とともに記載されている。しかしながら、「政治経済」の教科書(実教出版、務台理作監修)には、「第五福竜丸の乗組員が放射能の被害をうけたことをきっかけとし、日本を先頭に各国で核兵器の実験・製造・使用の禁止を要求する大衆運動がもりあがった。」(三訂版、181頁)という記述につづいて、核兵器の国際管理の問題が論じられているが、広島・長崎の原爆被災に関する記事は一行もない。

「現代国語」では、かれらが第一学年のときに使用した教科書(大日本図書出版)が若杉慧の「野の仏」を収録している。

「・子育地藏尊

東京 目黒 常円寺境内、立て札にいわく、『慶長十年(1605)開眼。広島市西蓮寺ニアリ。多年霊頭有名ナリ。昭和二十年(1945)八月六日午前八時十五分原子爆弾ノ為、僅カニ頭部ノ一部ヲ残ス。昭和二十四年八月二十一日』

広島は私の故郷だが、西蓮寺がどこにあるかを知らない⁽¹⁴⁾。あるいは寺が完全に焼けて再建の見込みが立たないので、この仏頭だけを東京に持ってきたのかもしれない。

慶長十年の開眼というが、私が見るところ、どうもそう古い仏ではないように見える。きれいに洗ったせいかもしれない。しかし古い新しいはいらぬ詮議だ。この顔が、洗ったためにいっそう美しくなったとすれば、それもまたよいではないか。

遠き日の石に刻み

砂に影落ち

崩れ落つ 天地のまなか

一輪の花の幻

(14) 西蓮寺は、原爆ドームの東隣に位置しており、「原爆犠牲者精霊祠堂」とある。

友人、原民喜が、自殺の年自らに刻んだ墓碑銘であるが、同時にすべての原爆犠牲者にささげた碑銘でもあった。この子育地蔵尊のおん前にもささげた。⁽¹⁵⁾」(新版、98頁)

しかし、この程度の記事すら、むしろ例外的であり、正面から原爆問題にとりくんだ文章を教科書のうちに見出すことは絶無であると言⁽¹⁵⁾ってよい。

第2表によれば、「生物」、「世界史」および「倫理社会」においては、原爆の問題は全く、あるいは殆どふれられていないと思われる。

原爆問題は倫理の問題として取りあつかうことができないのであろうか。むろん、われわれはそうは思わない。自然哲学者のマックス・ボルン Max Born は、第10回バグウォッシュ会議(1962年9月)にむけて書いた手紙の中で、「大量破壊の脅威に打ちかつ方法は、すべての立場の者が悪に加わることをせず、相手方の議論はこれをよく理解し、かつまた、あらゆる面で、国家的傲慢と偏見を人間愛でおきかえるという固い決意を行うが如き倫理的信念⁽¹⁶⁾によるのみ克服できる」と述べている。ここには、核時代を人類全体が超えて生存しつづけるためには、ひとりひとりの「倫理的信念」にまでさかのぼらなければならないことが明確に指摘されている。

また、私自身は倫理の問題を自分自身の課題として選びとった者として、核時代を越えるための新しい倫理を、広島の実実に則しつつ構築しなければならないと考えるものである。

質問Ⅶ 原爆はなぜ投下されたのでしょうか。個条書にかいてみて下さい。

この質問にたいして様々な原因・理由がおのおのの個人的な文章表現で記述されたが、それらを整理してみると、三つの大きな項目にまとめることができる。

(1) 第二次世界大戦の早期終結のため、日本を無条件で降伏させるため

(15) 「現代国語」の副読本としてあまれた西尾実・猪野謙二編著『近代文学選』、秀英出版、昭和41年、には原民喜の『夏の花』が収録されて異彩を放っている。

(16) 「マックス・ボルンの手紙」、『世界』、昭和37年11月号、65—6頁。傍点は高橋、以下も同様。

64 (80.0%)

(2) 秘密兵器である原爆の威力を実験するため 29 (36.2%)

(3) 戦後世界においてアメリカがイニシアティブをとるため、ソビエトの対日参戦をひかえてアメリカは対日単独占領をのぞんだため、ソビエト社会主義がアジアへ浸透するのを牽制するため、ソビエトに対する威嚇のため
26 (32.5%)

その他の理由としては、アメリカ軍の人的損害をすくなくするため、日本軍国主義にたいする報復と憎悪、殺戮の欲望から、人命軽視、人種差別、科学者の利己主義、作ったものは使いたい、科学の進歩のため、合理主義の帰結、全面戦争は手段を選ばない、取締まる法律がなかった、等があげられている。

ここで全体の3分の1のものが原爆投下の事実を戦後国際政治の冷戦構造と関連づけて理解していることは、かれらの原爆投下に関する政治的知解の水準の高さを示していると言えないであろうか。⁽¹⁷⁾とは言え、わからない、空白が11名(13.75%)ある現状には、「なぜ投下されたかについて、学校教育では教えていない」という言葉とともに、われわれの反省を促すものがある。

2. 核武装・憲法第9条等に関する意識

質問Ⅷ 話はわかりますが、現在(1972年1月)の時点で、核兵器を保有している国は何か国ありますか。参考までに国名をあげてみて下さい。

この質問に、アメリカ合衆国、ソビエト連邦、イギリス、フランス、中華人民共和国の5カ国と回答したものは47名(58.75%)。

4カ国としたもの 22 (27.5%)

うち、イギリスの欠落が 21

3カ国としたもの 4 (5.0%)

(17) この基礎となっているのは、西島有厚『原爆はなぜ投下されたか』、青木書店、1968年、ではなく(質問IVの回答参照)、年間読書計画の中でとりあげられ、全員がその批判的所感を提出するよう要求された、家永三郎『太平洋戦争』、岩波書店、1968年、である。家永教授は、そこで、原子爆弾の投下を大戦中の三大残虐行為の一つととらえ、かつまた戦後急速に顕在化する米ソの対立を示唆しつつ把握している。

うち、イギリス・フランスの欠落 2

米・ソの2カ国としたもの 1

6カ国としたもの 2

ただし第六番目の核保有国の名前は記されていない。

日本を括弧に入れたもの 3

無解答 1

この設問にたいして、核保有国としてイギリスを忘却したものが30名(37.5%)もあることは、国際政治の多極化時代をむかえて、イギリス外交の地位の相対的低下を反映したものと見ることはもとより正しい。しかしながら、他方で第五番目の核保有国である中華人民共和国を欠落させたものは僅か4名(5.0%)にすぎないことを思い併せるならば、次代を背負う若き国民の政治意識の中では、同じ核兵器の保有とは言っても、イギリスのそれと中国のそれとでは、中国の核保有の事実の方がいっそう国際政治上の意味合いと力動性に富んでいると言うべきであろう⁽¹⁹⁾。

質問IX 日本は近い将来、核武装をすと思いますか。

イ、国民の反対を押し切ってするだろう 33 (41.25%)

(18) 調査実施日に近接して中国の第13回(大気圏)核実験のニュースが伝えられた(1972年1月8日, 朝日新聞ほか)ことが影響していることも考慮されるべきであろう。

(19) 田中靖政氏は、1966年中国が誘導ミサイルによる核実験に成功した「直後に」実施した調査を分析して、「今日、意外に多くの若い“戦後っ子”学生の間で、『平和』や『中立』を守るための『自衛』意識がかなり広範にわたって形成されつつあるようである。そればかりでなく、この『自衛』意識は『核兵器保有』につながる心理力学を生み出すような傾向を持つらしい。そして、これに中国の核実験が少なからぬ刺激を与えていることも事実と認めてよいだろう」とのべている。「現代日本の核意識」、『中央公論』、昭和44年1月号、72—3頁。しかしながら、われわれの調査に見るかぎり中国の核保有にたいする認識ははなはだ高いにもかかわらず、中国核化に対抗する日本の核武装化に対してはきわめてつよく反対している(質問Xの回答をみよ)。従って、「中国核化 → 平和の脅威 → 自衛 → 日本核化」という図式が若い世代のうちに「次第にできあがり、広まりつつある」(田中、前掲論文、60頁)とは言えないことを注意しておきたい。

ロ、国民の抵抗によってできないだろう 18 (22.5%)

ハ、何とも言えない* 29 (36.25%)

* 「何とも言えない」とこたえた者のうちには、すでに核武装しているかもしれないと疑惑を投げかけているもの2、僕らのたたかいしだいである1、等がふくまれている。

質問X 日本の核武装に賛成ですか、反対ですか。

イ、賛成 1 (1.25%)

ロ、反対 69 (86.25%)

ハ、保留**10 (12.5%)

**「保留」のうちには、安保条約が信頼できなくなれば、その時には日本の核武装に賛成するという意見が1つある。

質問IXにたいする回答において、日本は近い将来に核武装をするであろうという肯定的な見通しを立てるものが四割以上あることは予想外であった。国民抵抗によって近い将来の日本核武装は阻止されるであろうとのべたものは、肯定的見通しを立てたものの半数にすぎない。

これらのパーセンテージを設問Xの回答に照らしてみるならば、かれら若者の大多数 (86.25%) は日本が核保有国になることに反対の意向を表明している。日本の核武装に賛成するのはわずかに1名(1.25%)である。そこで推測されるのは、日本の核武装に反対でありながら、近い将来その反対の意思は封じこめられてしまうであろうと感じている若者たちの存在である。つまり、日本核武装化に反対する若者たちの半数近くの者 28 (40.6%) は、遠からぬ将来に

(20) 日米首脳会談にのぞむ米側ホワイトハウス秘密資料に、「日本は究極的には米国の核のカサから離れて独自の核戦力をもつようになる」との警戒的見通しが盛られていることが暴露されたのは、調査実施の一週間前、1月6日であった。四割をこえるパーセンテージは、それに影響されていないとは言えまい。

(21) 田中氏は、「現代っ子の核意識」調査の中で、将来日本が核兵器をもつことは「決してない」と回答したものは26%しかおらず、「比較的近い将来」(今後10年以内)に日本が核化するだろうと予想しているものが40%あることに対して、「予期した数字をはるかに上回る、驚いた」とのべて、筆者と同様の感慨をもらしている。田中靖政、前掲論文、58、73頁。

国家は自分たちの意志を無視して核武装を強行するであろうと予想しているのである。かれらにしてみても国家の兇暴な性格を暗澹たる気持ちのうちに予感しているのでなければ、かれらは自らの政治的挫折感・無力感にとらわれているにちがいない。かれらの意識の中では、革新的平和的勢力が、核権力の掌握によって内外の人民を恫喝しようとする国家権力にたいして、抵抗をくりひろげるが、遂に国家の強権の前に挫折し屈服せしめられる物語が上演されているのであろうか。そして、かれらもまた「わだつみのこえ」をのこすのであろうか。⁽²²⁾

さて、核兵器の保有に関する一般の日本人の考え方はどうであろうか。

1957年の政府調査によれば、「再軍備」に賛成で、しかも「いずれは原爆や水爆をもつようにしてゆきたい」とこたえたものは、全体の11%となっている。さらに、小林直樹氏らによる1966年の調査によれば、「自衛隊は必要」であり、しかも核兵器をもつべきだと主張するものは13.7%となっている。⁽²³⁾

これらとわれわれの調査結果とを比較するならば、われわれが教育の場をつうじて交わってきた青年たちの核保有反対のパーセンテージはいちじるしく高い。その要因はさまざまであろうが、少なくともその一つは、かれらが自らの広島体験を基礎として、核兵器保有如何の問題にとりくむところに存すると思われる。もしそれが真実であるとすれば、日本の非核武装を貫くためには、広島・長崎における核被災の惨状と被爆体験とを継承してゆくことの意義は大きいと言わなければならない。

質問XI 戦力の不保持、交戦権の否認を規定した日本国憲法第9条のいわゆる改正に賛成ですか反対ですか。⁽²⁴⁾

(22) 戦後世代の青年のうちに存在する個人と国家のこのような対立と矛盾の意識は、たとえば、「あなたの国の人々はすべて平和を愛するばかりだと思いますか」という問にたいして、日本およびドイツの青年は、六割以上が否定的に答えている事実のうちにも示されている。牛島義友『西欧と日本の人間形成』、金子書房、1961年、293頁参照。

(23) 内閣総理大臣官房審議室『憲法に関する世論調査』(第三回)、昭和32年、11—2頁；小林直樹編『日本人の憲法意識』、東大出版会、1968年、資料篇20—1頁および46—7頁。

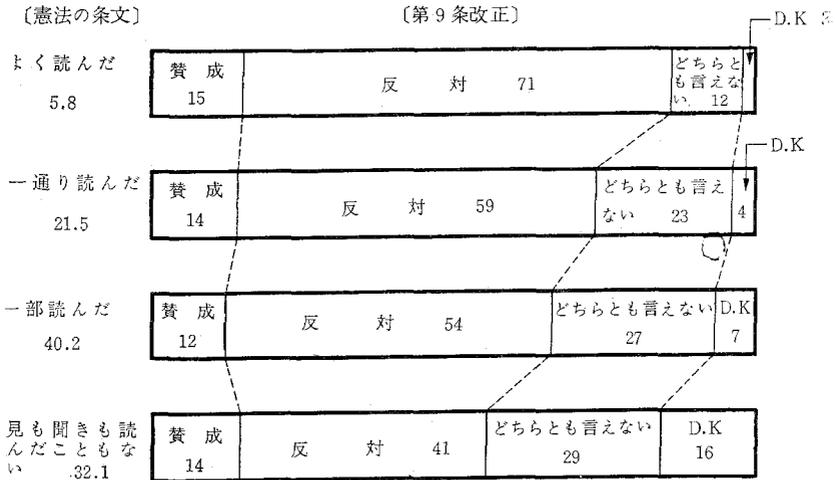
イ、賛成	6 (7.5%)
ロ、反対	56 (70.0%)
ハ、わからない	17 (21.25%)
無回答	1 (1.25%)

永遠の戦争放棄を定めた、諸外国の憲法にその例を見ないとされる日本国憲法第9条の法文は一字一句変わらないのに、第9条の改正をめぐる賛否の比率は、調査主体、設問の如何、時代状況の相異によって、かなりの変動がある。さらに、第9条の改正をめぐる意識は、(1)憲法の知識度、(2)年齢、(3)学歴、(4)男女別、(5)職業・支持政党のちがいが等に応じて相異なる。これらの観点からわれわれの調査結果を若干考察してみよう。

一般的には、憲法の知識度と憲法第9条改正論とのあいだには一定の相関関係のあることが指摘されている。すなわち、「憲法をよく読んだ者は、よく読まない者に比べて、改憲反対つまり第9条支持の意向がよくなる」ということが統計的に明らかにされている。

(24) 日本国憲法第96条は憲法改正の手續を規定している。しかしながら、憲法改正権には「法的な限界」があり、憲法そのものによって立つ根拠の原理自体を否定することはできないと解するのが通説である（法学協会編『註解日本国憲法』、有斐閣、1954年、1429頁）。その限界を具体的にどこにおくかについては諸説がある。宮沢俊義氏は国民主権の原理だけは変えることができないという考えである（『日本国憲法』、日本評論社、昭和30年、788—9頁）が、鶴飼信成氏は「日本国憲法の基本原理である国民主権主義、永久平和主義および基本的人権尊重主義の本質を失わせるような改正はなし得ない」と考える（『憲法』、弘文堂、昭和29年、23頁）。佐藤功氏もまた基本三原理の本質を変更するような改正は「法的には不可能」と考える。そのさい、第9条が定めている平和主義そのものを本質的に改正することはできないが、「ただし、第9条第2項は、必ずしも改正しえないものではない」と考える（『日本国憲法講義案』、学陽書房、昭和29年、60頁）。しかしながら、第9条第1項「戦争の放棄」、第2項「軍備の放棄」は相俟って憲法の絶対平和主義を形づくるものであるから、たとえ第2項であれ、第9条を改正するならば、憲法の基本的体質はいちじるしく変質せしめられると言わざるをえない。筆者は、戦争の絶対的放棄および武装の完全な放棄は「平和主義条項の基本的な要素」であるから、憲法改正権の限界の外にあると見る鶴飼信成氏と同一の立場をとる（鶴飼信成、前掲書、49頁）。

第1図 憲法の知識度と第9条の改正 ⁽²⁵⁾



(1965年調査)

憲法の学習は、若干（2ないし3%）ではあるが改憲賛成の比率を増加せしめる、しかし、それは遙かに高い比率（20ないし30%）でもって第9条を擁護する人間をつくり出すということは十分記憶されてよい。また、われわれの調査で得られた改憲反対70.0%は、憲法の条項を「よく読んだ」層の意識に近似していると言えようか。

第9条改正に対する年齢別の意識を図示すると、第2図のごとくになっており、若い世代ほど新憲法の平和条項を守ろうとする意識はつよく、逆に、年齢が高まるにつれて第9条を改正しようとする意識は相対的につよまると言える。

つぎに憲法第9条改正をめぐる国民世論の形成にたいする教育の寄与の問題にうつろう。第9条改正問題にたいして、どちらとも言えない、わからない等の中間的態度をとる者の比率は、年齢別にみてもさほどちがいはなかった（第2図参照）。ところが、第3図の示すところによれば、在学年数が長くなるにつれて中間的態度は減少して、態度決定は明確さを増す。さらに、在学年数の

(25) 小林直樹編，前掲書，34—5頁より作成。

第2図 年齢と第9条改正⁽²⁶⁾

(年 齢)	〔第9条改正〕			
20～29歳 24.3	賛成 7.4	反対 39.7	どちらとも言えない 31.2	D.K 21.4
30～39歳 24.9	賛成 9.7	反対 36.1	どちらとも言えない 35.2	D.K 18.7
40～49歳 22.0	賛成 12.4	反対 26.8	どちらとも言えない 42.3	D.K 18.3
50～59歳 15.3	賛成 18.1	反対 25.3	どちらとも言えない 39.2	D.K 16.8
60歳以上 13.3	賛成 24.4	反対 19.6	どちらとも言えない 29.9	D.K 25.7
平 均 100	賛成 13.0	反対 31.1	どちらとも言えない 35.7	D.K 19.9

〔1966年調査〕

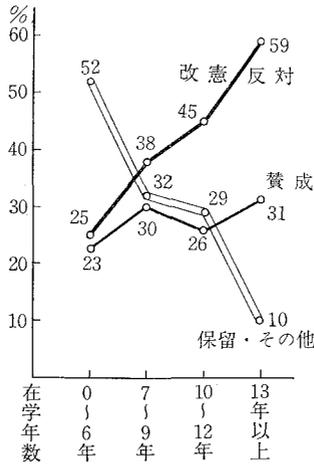
延長に比例して、憲法改正阻止の意思は堅固になると言える。

さらに詳細に立ち入って観察するならば、戦前の教育をうけた人々については、高学歴の人ほど第9条改正賛成の意向は相対的に強く(第4図)、それに対して、戦後民主主義教育の中で育った人々のばあいには、学歴の高まりに比例して非武装平和条項改正反対の意思はいっそう鞏固になってゆく事実がある(第5図)。

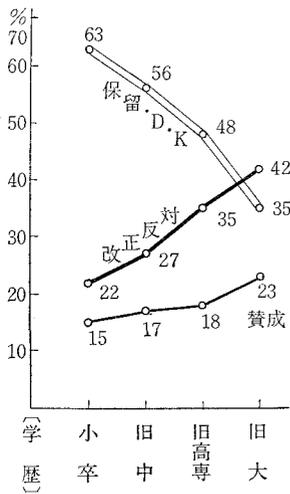
第4図と第5図を対比的に見るならば、帝国憲法=教育勅語体制下における教育と、新憲法=教育基本法体制下における教育の質的差異をつかみとること

(26) 小林直樹編，前掲書，資料篇34頁より作成。

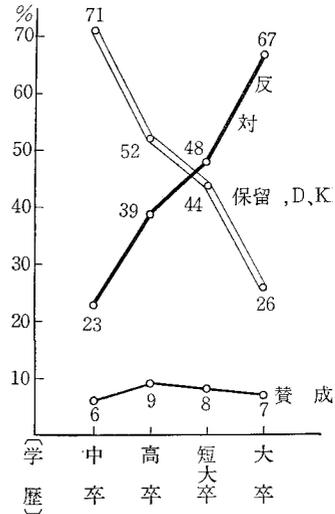
(27)
第3図 在学年数と憲法改正



(28)
第4図 学歴（旧制）と第9条改正



(28)
第5図 学歴（新制）と第9条改正



(27) 朝日新聞社全国世論調査（1962年8月17日付）より作成。

(28) 小林直樹編，前掲書，資料篇，41頁より作成。

ができよう。第一に、戦前の教育を終了した者の、第9条改正賛成の比率は学歴と共に上昇しているのに反し、戦後の新教育を受けた者のそれはむしろ下降気味であること、しかも前者は後者をつねに二ないし三倍上廻っていること、第二に、第9条改正反対の意思についてみると、旧教育体制の下でも学歴が高くなるにつれて改正反対の比率は上昇しているが、それは、新教育制度下のそれと比していっそう緩慢にすぎない。かくして、これらの対比から、帝国憲法＝教育勅語体制下の教育は強兵を志向し、他方、新日本国憲法＝教育基本法体制下の教育は非武装による平和を志向していることがうかがい知られる。

世界史上、他に比類のない「絶対的の戦争抛棄」を宣言した日本国憲法を、それは占領下の「押しつけ」なるが故に、改正して自主憲法を制定せねばならぬとする浅薄皮相な議論が存在する。それにたいして、われわれは恒藤恭氏とともに、「世界平和の確保を旨とする連合諸国の意思が日本の国土の保障占領ならびに日本の政治の管理という国際政治的手段を媒介として〔平和憲法をうみ出す〕革命過程に対してはたらきかけたという事実」がある故に、まさにその故に、絶対的平和主義憲法の制定は、単に日本政治史上の出来事なるのみならず、⁽²⁹⁾「世界政治史的意義」を有すると解すべきであろう。⁽³⁰⁾

質問Ⅻ 憲法第9条の解釈、核武装の是非、核戦争の可能性等に関するあなたの現在の考えは将来もそのまま変わらないとおもいますか。

イ、決して変わらないと思う 26 (32.5%)

ロ、たぶん変わらないと思う 24 (30.0%)

ハ、何とも言えないが変わらないとは言えない 27 (33.75%)

ニ、現実の社会に出たら、きっと変わるだろう 3 (3.75%)

ひとの政治意識および政治的決断は人生のいつ頃から定着しはじめるのであ

(29) 美濃部博士が憲法第9条を、「一切の軍備を撤廃し、ただに侵略的の戦争のみならず、自衛的の戦争の権利までも放棄する旨を規定している」と解したことは意義ぶかい。美濃部達吉『日本国憲法原論』、有斐閣、昭和27年、202頁。

(30) 恒藤恭「改正憲法の革命的性格」、『時論』、1947年1月号、7、12頁。補足は高橋。

ろうか。また、今日の若者たちは自分たちの将来に対していかなる見通しを持っているのであろうか。かれらは今まさに身体的・精神的に人間形成の時期にある、しかし同時に、自我の意識のつよい世代だ、少なくとも半ば以上のものは現在の自己の決断・選択に高度の信頼をおいているだろう、というのが教職五年の経験から割り出した私の予想であった。結果は上記のとおりで、現在の考えは将来も「決して変わらないと思う」と述べることのできた者は全体の3分の1にすぎない。

さて、ここに、「現実の社会に出たら、きっと変わるだろう」と回答したものが若干名ある。かれらの理由は、いずれも、現在の考え、すなわち日本の核装備反対、第9条改正反対という考え方は、あまりに「純粹」すぎ、あまりに「直線的」な思考だから、現実の厳しい社会に出たら「絶対に変わる」というのである。この転向予告者に、「何とも言えないが変わらないとは言えない」と将来の転向もありうることを示唆した者を合わせると全体の四割に近づく。これは問題にすべき高い比率であると思ふ。日本の保守的支配層が、戦争の体験と実感とを「完全に欠いている新しい世代」をいかにして「組織」し、いかにして「国家への関心」を高めるかをもって現代日本の政治の「きわめて緊急の課題」⁽³¹⁾であると見なしてから既に久しい。かかる政治的風土の中で、将来の転向を予告し、あるいは転向の可能性を予想する者においては、平和憲法を擁護し、日本の非武装をつらぬく決意、および自らが主権を構成し、かつ平和を支える世論を形成する主体であることの自覚は稀薄であると懸念される。⁽³²⁾日本国憲法の平和主義は、国内的には権力の「非軍事化」によって民主主義を徹底しようとするものであり、国際的には、戦力の保持による平和の観念をもちや時代錯誤の社会通念とみなし、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、〔自らの〕安全と生存を保持しよう」と決意した」（日本国憲法、前文）ものである。今日それは、核時代の権力政治、すなわち必要とあれば核兵器の

(31) 内閣総理大臣官房調査室『国民の防衛意識』、1957年2月；『教科書裁判』、法律時報増刊（増補版）、日本評論社、1969年、87頁。

(32) 宮田光雄『非武装国民抵抗の思想』、岩波新書、1971年、17頁。

使用をも辞さないという威嚇による戦争抑止の論理にたいして「原理的否定」を示したものに他ならない。近代国家群の成立以降、国際関係のいわば唯一の法則と化した権力政治を超える道がここにはひらかれているのである。⁽³³⁾

絶対的平和主義の宣言としての憲法第9条を国民が守り抜くことができるかどうかについて、国民教育の教師の一員としてわれわれが重大な関心を抱くのは理由のないことではない。1953年10月に行なわれた池田・ロバートソン会談は、日本再軍備の過程に存在する四つの制約の第一に、法律的制約として第9条の厳然たる規定の存在をあげ、第二に、政治的社会的制約として非武装平和教育の徹底を指摘した。そして会談は、日本の再軍備を完全に達成するためには、何よりもまず再軍備のための愛国心教育が必要であることをうたっている。すなわち、「教育および広報によって、日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長すること」を日本政府の「第一の責任」としているのである。⁽³⁴⁾ 文教政策はこの会談を機軸として逆転し、教育に対する国家統制の復活をうながす傾向はますます濃厚になってきているのである。かくして、日本国民が恒久平和主義の憲法を守りうるかどうかは、平和のための国民教育にたずさわる教師たちの主体性の問題ともいっそうふかくかかわりをもつこととなったのである。

この観点から今すこし問題点を指摘してみよう。

設問Xにおいて日本の核武装に反対するとのべた69名の者の、設問Ⅶにたいする回答をみると、現在の考えは将来、

- イ、決して変わらないと思う 25 (36.2%)
- ロ、たぶん変わらないと思う 23 (33.3%)
- ハ、変わらないとは言えない 18 (26.1%)
- ニ、きっと変わるだろう 3 (4.3%)

となっている。つまり、日本の核武装に反対の意思表示をした者においては、

63 坂本義和「権力政治を超える道」、『世界』、岩波書店、1966年9月号、76頁；宮田光雄、前掲書、69—70頁。

64 『朝日新聞』、昭和28年10月25日；五十嵐頭、伊ヶ崎暁生編著『戦後教育の歴史』、青木書店、1970年、132-5頁参照。

将来も意見は「決して変わらない」、「たぶん変わらない」と回答した者は合わせて7割かたあり、現在の自己の立場にたいする信頼は相対的に高いことが読みとれる。また、第9条のいわゆる改正に反対を唱えた者において、自己の見解は「決して変わらないと思う」と述べたものは42.8%で、全体における比率32.5%を10%ほど上廻っており、自己への信頼度はかなり高いと言える。⁽³⁵⁾

つぎに、設問XIIにおいて、自分の現在の政治的態度決定は、将来決して変わることはないと述べた不退転派26名を追跡してみよう。日本の核兵器保有および第9条改正にたいしてかれらは、ただの一名をのぞいて全員が反対しており、かれらにおいては日本の核保有や憲法改正のごとき重大な選択については態度の保留はいささかもありえないことが如実に示されている(第3表)。ここに、日本の核武装に反対し、第9条の永久武装放棄の宣言にあくまで忠誠をつくさんとする25名の若者がうかびあがってくる。私はかれらのうちに、次代日本の平和を支える主体的国民の中核となって働く青年の群像を見るのである。そして同時に、かれらの背後に、戦後一貫して困難な状況とたたかいつつ、平和のための教育に全力をささげてきたこの国の教師たちの孜々たるすがたを想

第3表 不退転派の政治意識

質問 選択肢	質問	
	X. 日本の核武装	XI. 第9条改正
イ. 賛成	1 (3.8)	1 (3.8)
ロ. 反対	25 (96.2)	25 (96.2)
ハ. 保留 D. K.	0 (0.0)	0 (0.0)
計	26(100.0)	26(100.0)

第4表 転向示唆派の政治意識

質問 選択肢	質問	
	X. 日本の核武装	XI. 第9条改正
イ. 賛成	0 (0.0)	1 (3.7)
ロ. 反対	18 (66.7)	15 (55.6)
ハ. 保留 D. K.	9 (33.3)	11 (40.7)
計	27(100.0)	27(100.0)

35) 設問XIIの四つの選択肢イ、ロ、ハ、ニ、に夫々、+3、+1、-1、-3の評点を与えて、自己信頼度を数値で表わすことができる。それによると、われわれの調査対象全体の自己信頼の平均値的態度は+0.8であるのにたいして、日本の核武装に反対する者の自己信頼度は+1.0、さらに憲法第9条改正反対者の自己信頼度は+1.2となっており核武装反対、第9条改正反対の意志表示の信頼性はかなり高いということが確かめられる。

うのである。

ところで、国民教育にたずさわるものの観点からするならば、設問Ⅺにおいて現在の自分の考えが将来どうなるか、自分でも確信をもって言えないとのべた青年たちをどのようにみちびいてゆくかは、国民教育上の最大関心事の一つであろう。これらの青年の日本の核保有にたいする態度(第4表)を、さきの、現在の政治的態度決定は将来も決して変わらないと述べた者の態度(第3表)にくらべると、核武装にたいする反対はぐんと減り、態度の保留が3分の1も見られることはいちじるしい相異点である。

ここで、核を保有するか否かにさいしての態度の「保留」とは何を意味するのであるか。現実的に日本が核兵器を所持するにいたるということは、日本が原爆の被害者から加害者になろうとすることを意味する。自衛のための核兵器であり、戦争抑止のための核だと言うことは、広島から、長崎から訴えられている“**No More Hiroshimas!**”の声を、自分自身の叫びとするのではなく、近隣諸民族にたいする見せしめと威嚇のために利用することを意味する。かれらは一昨年(1970年)の秋、広島から松江へ抜けたさい、慰霊碑の前にたたずんで原爆ドームを望見し、平和記念資料館においては、かつての広島の惨状を訴えるさまざまな事情に触れたのではなかったか。事実、かれらは修学旅行を省みて、殆ど例外なしに広島がもっとも痛切な印象を与えたとのべたのであった。原子爆弾の攻撃をうけて間もない広島と長崎を踏査目撃した仁科芳雄博士は、「広島や長崎を見ては平和論者の主張の正しいことが文句なく人を説得してしまうのである⁽³⁶⁾」と真率を吐露している。われわれの愛するかけがえのない青年たちは、ただ一日だけの平和論者なのであるか。「一日かぎりの広島での思想家」にすぎぬのであるか。かれらの憤りはその場だけのものに終わってしまったのであるか。広島での印象は、他の多くの印象にかき消されて、もはやおぼろな映像でしかないのであるか。かれらは、『黒い雨』(重松静馬氏の被爆手記『炎の記』を基にして井伏鱒二が文学として完成したもの)の如き、主として文学作品を通じて広島のもんだいにめざめさせられ、ついで現地広島を訪

(36) 仁科芳雄「原子力の管理」、『改造』、1946年4月号、21頁。

れ、ヒロシマの出来事を今なお物語る事物を目のあたりに見て、かれらは衝撃をうけた。鮮烈な印象をうけた。それは事実だ。しかし、それは流れ去る時間の内にただの点を印したにすぎない。単なる一時点にとどまり、それは未だ歴史を創造する原点になっていない。かれらの広島体験はいまだかれらの人生全体にとっての原体験となっていない。自分たちの日常性を律し、自分自身の倫理的行為や政治的決断の根底となっていない。それは改めて指摘するまでもなく、かれらの広島体験が未だ脆弱であり、致命的な欠陥を有するからである。かれらは昭和20年8月6日の一瞬の出来事の悲惨さに心を奪われて、原爆被害の総体は、まさにわれわれが生きてきた戦後日本の一定の政治的・経済的・社会的諸条件の中で生起し、戦後過程の中でいっそう加重・累積せしめられてきたものであるという認識からはほど遠い。⁽³⁷⁾つまり、かれらの広島での体験は、それが自らのうちに根づくための論理も深みも欠いているのである。広島・長崎の全体験を日本国民固有の体験として共有することが国民運動としての原水爆禁止運動の歴史的課題であるとすれば、「戦争を知らない子供たち」の広島体験をいかにして深化し持続せしめるかは、およそ将来の世界戦争においては必ず核兵器が使用されるであろう核時代の国民教育運動の今日的な課題であると言わなければならない。

現在の政治的見解の基本的方向は将来「変わらないとは言えない」と述べた青年たちは、戦争の放棄、軍備および交戦権の否認を規定した日本国憲法第9条の改正にどういう態度をとっているだろうか。自分の政治的立場をいわば確立したと感じている青年たちの憲法意識と比べてみると、護憲意識は遙かに低く、しかも中間的態度は、無回答をいれると四割をこえる(第4表)。ここに至って、われわれは、いかにすれば憲法の非武装平和条項を守り抜くことができる

³⁷⁾ この認識については、前掲『原水爆被害白書』、147頁；伊藤壮「被爆者問題と運動への総括的覚え書」、東友会『原点からの報告』、1970年、63頁；浜谷正晴「原爆被害者問題調査研究の歴史と方法」、『一橋研究』第21号、昭和46年、54—65頁、等を参照。

³⁸⁾ たとえば、かれらは原爆の「むごたらしさ」、被災者の「悲惨さ」は思っても、被爆者にたいするさまざまな社会的「差別」に思いをよせた者はいない(質問ⅠおよびⅣの回答をみよ)。

か、という問題に逢着せざるをえないのである。

その決定的重要性にかんがみるならば、憲法の第一章におかるべきであった戦争放棄条項⁽³⁹⁾を守り抜くための条件は何であろうか。それは、一方で、日本国民が「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚」するにいたり、遂に絶対的戦争放棄の理念を「確定」するにいたった歴史的必然性を鮮明に構想することであり、他方で、現に進行中の核抑止政策の矛盾と破綻とを見破り、非武装国民抵抗による平和達成の現実的可能性と合理性とをいきいきと構想することであろう。とすれば、ここに平和憲法の「擁護」(第99条)をめざす公教育の一つの方向が思い浮んでくる。すなわち、広島・長崎のうちに政治決断の規準をおくとき、憲法の絶対的の戦争放棄宣言は是非とも守り通さねばならぬものとなるのではないだろうか。そこで、原爆にたいする知解度と憲法擁護の精神との間には一定の相関関係を指摘することができぬかどうかを検討してみよう。

原爆投下の場所、日時に関する漠然とした質問Ⅱにたいして正確な回答をよせた「注意力のするどい青年」の第9条改正にたいする態度は、賛成0、反対26(89.7%)、D・Kおよび無回答3(10.3%)となっている。

今、改憲にたいする選択肢、賛成、反対、わからない、に夫々、+3、-3、0、の評点を与えて平均値的態度を算出してみると、「注意力のするどい青年」のばあい-2.7、他方、長崎を忘れた「注意力にややとぼしい青年」のばあい-1.3となっており、広島・長崎の被爆日時について正確な知識を有する者ほど第9条改正阻止の意思はつよいと言えよう。

原爆投下に関するいっそう複雑な事情の把握がなしとげられている者においても、この傾向は認められるであろうか。

原爆は、単に軍事的というより、むしろ高度の政治的・外交的理由から投下された、というのが犀利なブラケット⁽⁴⁰⁾の結論であった。すなわち、原爆はただ

(39) "The Story of Article 9", *Newsweek*, October 4, 1971, pp. 13-4; 児島襄『史録 日本国憲法』, 文芸春秋社, 昭和47年, 329頁。

(40) P. M. S. Blackett, *Military and Political Consequences of Atomic Energy*, London, 1948, p. 130.

単に日本の軍部・支配層に対して降伏を勧告しただけでなく、「反ソ反共の政策用具として独自の意義を担う」ものであった。1945年2月のヤルタ協定にもとずくソビエト連邦の対日参戦を目前にひかえ、アメリカが実験後間もない原爆の投下を急いだ理由は、ソビエトの対日参戦に先立って原爆を日本に投下することによって対日戦におけるアメリカの優位を誇示するとともに、ソビエトの参戦を「しるしばかりの参戦」⁽⁴¹⁾ a token of participationにとどめ、もって東アジアにおけるソビエトの発言権ないし影響力の増大を抑え、さらにはヨーロッパでも原爆の威力を背景とする力の政策でソビエト連邦に対抗する決意から発したものと解せられるからである。⁽⁴²⁾

われわれの質問Ⅶにおいて、原爆投下の理由を戦後ますます顕在化した「二つの世界」の対立という戦後国際政治の構造把握とむすびつけて答えたものは26名(32.5%)あった。原爆にたいして単に感性的に反応するだけでなく、同時に政治的にもその含蓄を理解しているこれらの青年が憲法第9条の改正にたいしていかなる態度をとるか。結果は、賛成0、反対26、わからない0、平均値的態度は-3.0と、まことに明快であった。

他方、原爆投下の理由を尋ねられて、これを全く空白のままに提出したものが11名あった。これらの青年の第9条改正にたいする意識は、賛成2、反対3、わからない6、となっており、平均値的態度は-0.3で、政党支持別にみると護憲意識のもっとも低い自民党支持者層の第9条改正にたいする意識⁽⁴³⁾、-0.4よりも更に憲法擁護の意志は微弱であると言わねばならない。

以上に考察した原爆に対する知解度と憲法第9条改正に対する意思表示との関係を図示すれば、第6図⁽⁴⁴⁾のごとくとなっており、原爆にたいする知見が深けれ

(41) Norman Cousins and Thomas K. Finletter, "A Beginning for Sanity", *The Saturday Review of Literature*, June 15, 1946, p. 8.

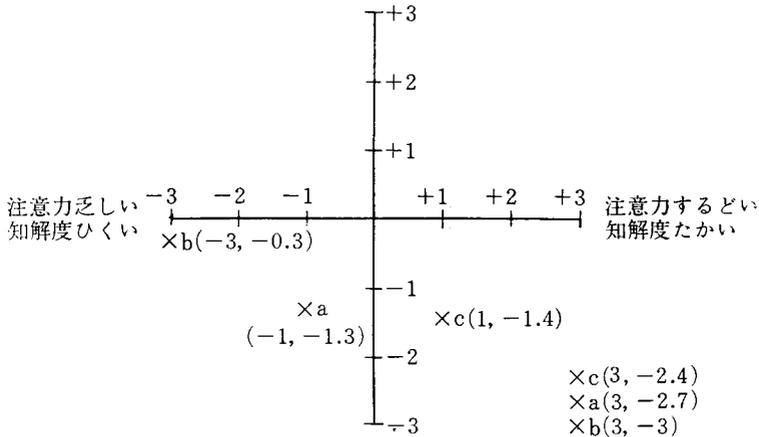
(42) 小此木真三郎「原水爆外交」、『思想』, 1954年第8号, 26—7頁; 前田寿『軍縮交渉史 1945—1967年』, 東京大学出版会, 1968年, 52—9頁; 岩波講座『世界歴史』第29巻, 岩波書店, 1971年, 371—4頁等参照。

(43) 朝日新聞社の前掲調査によれば、自民党支持者の第9条改正賛否の比率は、賛成39%、反対52%となっている。

(44) 第6図には、核拡散の現状によく精通した者(正解者)と、ややつまびらかでな

第6図 原爆に関する知見と護憲意識

第9条改正賛成



第9条改正反対

- a : 原爆投下の事実に関する注意力
- b : 原爆投下の理由に関する知解
- c : 核拡散の現状にたいする認識

ば深いほど、非武装平和主義憲法を擁護する意志は明確かつ鞏固であるという相関関係が認められるのである。

平和憲法は「無血革命」を経て制定せられたものと言え、じつは満州事変、日中戦争を経て、太平洋戦争にいたる間の幾百万の日本人民および諸民族の犠牲の上に成り立つものであることを忘れることはできない。憲法改正案を審議した第90帝國議会衆議院本会議の席上、芦田均氏は、近代科学が原子爆弾を生み出した結果、将来大国間に戦端が開かれるばあい、人類のうける惨禍は「はかり知るべからざるものがある」ことに注意を喚起したのち、「われらが

い者(4ヶ国正解)の第9条改正に対する意識をも併せて記入した。それによれば、核拡散の現状に精通している者は、憲法改正にたいして、そうでない者よりもいっそう改憲反対の意志はつよく(-2.4:-1.1)、しかもその意思表示の信頼性は相対的にたかい(+1.2:+0.3)。したがって田中氏のいう「一般的傾向」——核拡散の現状認識や予想に関して“優等生”であればあるほど、憲法改正や日本の核保有をありそうな未来の二者択一と考えるという傾向——の存在は否定されねばならぬ。田中靖政、前掲論文、62頁参照。

すすんで戦争の放棄を提唱するのは、ひとり過去の戦禍によって戦争の忌むべきことを痛感したという理由ばかりではなく、世界を文明の破壊からすくわんとする理想に発足する⁽⁴⁵⁾ものであることを高らかに宣言した。あえて原爆被災との脈絡に注目するならば、平和憲法は、広島・長崎において、光と火による核時代の洗礼をうけた人類の叡知の結晶であり、ヘーゲルに倣って、「世界精神」の到達した最高の真理（政治原理）であると表現することもできるのである⁽⁴⁶⁾。国家の安全を「力の均衡」によって保障しようとする考えは必然的に無制限の軍備競争をひきおこし、従って平和をうち立てることを不可能にする。他方、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意した」と述べている日本国憲法の精神は「高度の合理性と政治的叡知」を内包しているという自覚が、今日国民のあいだに高まりつつある⁽⁴⁷⁾。核による戦争抑止の論理が人類をますます破滅の淵に近づけつつある現在、平和憲法はその意義を失うどころか、核の迷信から脱却する根本的視座を与えているという点で、ますます現実的重要性を帯びつつあると言わなければならない。核時代の平和運動の原点に立つ広島・長崎は、平和憲法を擁護する運動の出立点でもあるのである。

（筆者の住所：東京都立川市高松町1-22-12 宮崎方）

(45) 参議院事務局編『帝国憲法改正審議録』、戦争放棄編、新日本法規出版、1952年、210—1頁。

(46) 「世界史とは、世界精神が漸次真理の意識と意欲とに到達してゆく過程を示すものに他ならない。」G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte*, Reclam, 1961, S. 104; 武市健人訳、『歴史哲学』、岩波書店、昭和29年、上巻89頁。

(47) 科学者京都会議は「平和を創造するための指針として、日本国憲法がますます大きな現実的意義をもつに到っている」ことをくりかえし強調している。湯川秀樹ほか編著『核時代を超える』、岩波新書、1968年、174—90頁。